HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Albrecht P. Luttenberger, Kurfüsten, kaiser und Reich. Politische Führung und Frieenssicherung unter Ferdinand I. und Maximilian II, Mainz 1994, 488S.
Author(s)	井上, 光彦
Citation	西洋史論集, 8, 72-80
Issue Date	2005-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37465
Type	departmental bulletin paper
File Information	8_72-80.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Albrecht P. Luttenberger, *Kurfürsten, Kaiser und Reich. Politische Führung und Friedenssicherung unter Ferdinand I. und Maximilian II.*, Mainz 1994, 488S.

井上光彦

はじめに

神聖ローマ帝国（以下帝国）の国制史研究の中で、一六世紀後半は、皇帝と帝国等族の二元主義と宗派化の進展による「無秩序と分裂の時代」として長い間否定的に評価されてきた。しかし、近年の帝国史の全般的な見直しの中で、この時代における帝国の統合について再検討がなされてきている。

わが国においても山本文彦が、G・シュミットの研究を取り上げて、従来の研究では帝国の統合を妨げる要素としてとらえられがちであった宗派化が、むしろ宗派を越えて帝国の一体性を維持・強化する役割を果たしたという見解を紹介している。また、この時代には法・平和保障の問題を通じて皇帝と帝国等族が密接に関係をもち、両者の絶妙な協働関係が帝国の統合と安定に大きく貢献したことも指摘されている。[1]

このような研究動向を踏まえた上で、本稿においては、A・P・ルッテンベルガーの『選帝侯・皇帝・帝国―フェルディナント一世・マクシミリアン二世期における政治的指導と平和保障』（一九九四年）を紹介することとする。本書は、シュミットと同様に一六世紀後半における帝国の統合の問題を取り扱った代表的研究である。[2]

最初に、本書の構成とその内容を確認しておく。

はじめに　問題設定と方法
第一部　選帝侯と皇帝：選帝侯会議と選挙会議
　第一章　フランクフルトの選挙会議（一五五八年）
　第二章　一五六二年と一五七五年のローマ王選挙
　第三章　一五六八年フルダと一五七二年ミュールハウゼンにおける選帝侯会議
　第四章　小括
第二部　選帝侯・皇帝・等族：帝国議会・代表者会議・帝国クライス代表者会議
　第一章　宗教平和の解釈問題
　第二章　平和保障の問題
　第三章　帝国とフランス・ネーデルラントにおける紛争
結び　総括

著者はまず、近世帝国史の近年の研究動向を踏まえ、一五五五年以降の帝国における統合の問題を分析するために、次の二つの問題を設定している。すなわち、第一に合意形成の可能性の問題である。この合意形成は、帝国内部の平和を保障している現行の政治システムを安

定させるために、宗派別に分極化した諸勢力を束ねることを目的としていた。第二にこの合意形成のための政治的な手段や機関の問題である。さらに、著者は、この二つの問題を具体的に分析するにあたり、一六世紀後半を中世後期からの流れと近世の新たな流れとが重なる時期ととらえた上で、次の三つの留意点を述べている。第一に著者は、皇帝と帝国等族の二元主義をただ対立的な関係としてとらえるのではなく、帝国の一体性という全体の枠組みの中で考える必要があると述べる。その枠組みの中では、両者は「公共の福利」を優先させ、そのために原則的に協働することができたという。第二に著者は、当時の帝国政治が多様な活動領域を示していたことを挙げ、政治活動が広範な可能性をもっていたことを指摘する。この可能性に注意を払うことによって、当時の政治システムの柔軟な機能をとらえ、また帝国における政治活動の多様な実態を視野に入れることができるという。第三に著者は、各当事者の政治意識と問題意識に注意せねばならないと説く。なぜならば、政治意識と問題意識を共有することによって、はじめて皇帝と帝国等族は帝国の一体性の維持・強化に努めることができたからである。

以上の問題設定と留意点を踏まえ、著者は、具体的な分析の対象として選帝侯団と法・平和保障の問題を挙げている。選帝侯団は、国制上特別な権限をもつと共に、皇帝政策の協働者にして帝国等族の代表、さらには宗派の代表でもあるという複雑な立場にあり、選帝侯団を取り上げることで当時の帝国国制全体を見渡すことができると著者は考えている。この問題は、本書の第一部で詳細に扱われている。また、法・平和保障の問題は、一五五五年以降の帝国の国制秩序を最初の試練に立たせ、その解決の過程を検討することにより、合意形成に向けた多様な努力の実態を見ることができると著者は考えている。この問題は、第二部でさまざまな帝国集会において検討されている。

また、一六世紀後半の中でもとりわけフェルディナント一世（在位：一五五六～一五六四）・マクシミリアン二世（在位：一五六四～一五七六）の両皇帝の統治期間に時代を限定する理由について、著者は、一五六〇・七〇年代の帝国国制が相対的に安定していたことを挙げている。この時代において諸勢力は、紛争と緊張に満ちたさまざまな問題を克服しようとし、全体として、帝国の一体性が守られていた。こうした情勢は、帝国国制が危機的な状況を迎える一六世紀末以降とは際立った対照を成しているのである。

本書の記述は、一五六〇・七〇年代の帝国政治をその実態に即して理解する上で非常に示唆に富むものであるが、問題が多岐にわたっており、その一つ一つを限られた紙幅で取り上げることは難しい。それゆえ、本書の問題設定と対象に即して、「帝国における統合と宗派化」の問題に焦点を絞って整理することで、本書の紹介に代えたいと思う。これまで述べてきたように、この二つの要素が、一五六〇・七〇年代の帝国政治における問題の諸相をきわめて象徴的に映し出しているからである。まず【一】当時の選帝侯団について確認した上で、帝国の統合力の基盤となった選帝侯団と皇帝の協働関係を整理し、続いて【二】その統合力が宗派の枠を越えていかに作用できたかという問題を見ていくこととする。

一　選帝侯団と皇帝の協働

本節では、当時の選帝侯団について確認した上で、選帝侯団が皇帝とどのような関係をもっていたのか整理することとする。

まず、選帝侯団は当時の帝国政治上どのような存在であり、またどのように行動したのか。一五六〇・七〇年代において、選帝侯は、選帝侯団としての結びつきを強め、内部の合意形成を重視するようになった。その決定的な転機は、一五五八年のフランクフルト選帝侯会議であった。

この選帝侯会議開催のきっかけは、カール五世が存命中に退位したことである。カールが退位表明をした一五五五年には、すでに帝国の統治は事実上国王フェルディナントに引き継がれていた。それにもかかわらず、フェルディナントは、自身の統治権力を完全なものにするために、皇帝位の継承が不可欠であると見なした。その際、フェルディナントは、選帝侯団による手続きを経て皇帝に昇格することが自らの支配権にとって重要であると考えた。そのためにはなによりもまず、選帝侯団の同意と協力が必要であった。その結果、国王と各選帝侯の間で、あるいは選帝侯団内部で意見交換が活発になった。この意見交換は、宗教改革の過程で傷ついた人間関係の修復につながっただけでなく、選帝侯の団体意識を強化することにもなったのである。長い交渉の結果、国王と選帝侯団は、選帝侯会議において皇帝昇格の手続きを取ること、その開催地を慣習に則ってフランクフルトにすることで合意した。

こうして開催された選帝侯会議では、最初に選帝侯同盟が更新されている。選帝侯団は、強い政治的指導力を確保するために選帝侯同盟という伝統を利用し、まず選帝侯相互の信頼関係の強化を図ったのだった。選帝侯全員による選帝侯同盟の更新と皇帝昇格への関与は、選帝侯の団体としての意識と役割を明確にし、帝国政治への責任意識を強めた。選帝侯団は、団結して帝国政治に関わることができるように、内部においてなによりもまず合意形成を優先するようになった。このことは、一五六二年のマクシミリアン二世、そして一五七五年のルードルフ二世の国王選挙の中でより鮮明となる。選帝侯は、帝国政治の安定のために可能な限り空位期を避けようと考えていたので、選挙会議において選帝侯団としての交渉が行き詰ると、各選帝侯の間で個別に交渉することによって合意形成を促進した。さらに、選帝侯団は、それでも合意に達することができない場合には皇帝に仲介を要請することもあった。例えば、一五六二年の選挙会議の準備交渉において、選挙手続きをめぐって選帝侯団内部で意見が対立したとき、皇帝の調整活動によって選帝侯団は合意に達することができた。

この一五六二年の事例は、皇帝との関係が選帝侯団にとって重要な意味をもっていたことを示している。では、選帝侯団と皇帝はどのような関係をもっていたのだろうか。

選帝侯団は、内部の合意形成に限らず帝国政治のあらゆる局面において、皇帝との協働は欠くことができないと考えていた。それゆえ、選帝侯団は、団体として、または個別に皇帝と交渉して「公共の福利」のために協力を求めた。一方、皇帝は、皇帝政策の推進のために選帝

侯団が協議団体として機能し、また帝国等族全体の意見を牽引する、いわばオピニオンリーダーとしての役割を果たすことを期待していた。したがって、皇帝もまた、選帝侯団との協調を重視していたのである。このような両者の協働関係は、帝国の安定と統合に大きく寄与するものであった。

もちろん、状況によって、この協働が有効に機能しない可能性があった。特に帝国集会に取り扱いが委ねられていた政治問題については、選帝侯団はその他の帝国等族とも交渉して彼らの同意と協力を得る必要があったので、それだけ合意形成は困難であった。また、選帝侯団は帝国集会において、皇帝政策に偏っているという非難を浴びることで帝国等族の代表としての信用と権威を失うことを恐れ、彼らに配慮を示すことも少なくなかった。それにもかかわらず、皇帝と選帝侯団の協働は帝国集会の中でもおおむね効果的であった。その理由として、選帝侯団が帝国集会の中で重要な地位を占めていたことが考えられる。例えば、帝国代表者会議において、選帝侯団の存在は際立っていた。確かに当初は選帝侯団の地位は明確に定められておらず、選帝侯部会とその他の代表者の部会に分かれて協議すべきとする選帝侯団と、代表者全体の協議を主張するそれ以外の代表者の間で対立があった。だが、最終的に選帝侯団は独自の部会を獲得することに成功し、選帝侯部会の意見が優先的に承認される環境を作り上げた。このことによって、選帝侯団は、強い指導力を発揮することができた。同様のことは、帝国議会についても言える。選帝侯団は、帝国議会の中で独自の部会を確保していただけでなく、皇帝の提案の内容を事前に協議し、さらに協議順序を決定する権限を有するなど、他の帝国等族の追随を許さない特別な地位を占めていた。また、しばしば使節ではなく選帝侯本人の出席が皇帝から要請され、そのようにして本人が全員揃った選帝侯団は帝国等族の意見形成に強い影響力を及ぼすことができた。さらに、選帝侯部会は、たとえ諸侯部会や都市部会と意見が異なっていたとしても、おおむね譲歩を得ることができた。

このように、一五六〇・七〇年代の帝国において、選帝侯団は帝国の安定と統合にとって欠くことができない存在であった。選帝侯自身もそのことを十分に認識し、帝国政治全体に対する責任を積極的に引き受けていた。また、皇帝は、このような選帝侯団と緊密に意見・情報交換をおこなって協調関係を築くことを重視していた。このような皇帝と選帝侯団の協働関係は、帝国の一体性と統合力を維持・強化するものであった。

では、このような協働関係は、当時の帝国政治を特徴づける宗派化の問題の中でどのように展開したのだろうか。

二　宗派化の影響

本節では、帝国の統合と宗派化の問題を次の三点において整理してみたいと思う。第一に宗派化は選帝侯団と皇帝の協働関係にどのような影響を与えたのか、第二に宗派の利害を優先させるプファルツ選帝侯の政策に対して皇帝やその他の選帝侯がどのように対処したか、第

三にその対処がいかなる国制改革の動きにつながっていったかである。第二・第三の点については、主に法・平和保障の分野に焦点が絞られる。

まず、第一の点に関して、すでに一五五五年の時点で帝国政治は宗派別に分極化しており、このことは選帝侯団と皇帝の協働関係にとって大きな負担となった。選帝侯は、しばしば帝国全体の利害とそれぞれの宗派の利害の間で板ばさみになった。とりわけ信仰問題については、選帝侯団の内部でも強い緊張が生じ、合意形成が困難になった。そのような事態を克服するために、選帝侯は皇帝に仲介を要請し、また選帝侯団としての協議において極力互いに譲歩したほか、争点を帝国政治の協議項目から排除して、その扱いを両宗派に委ねた。この方法によって、宗派ごとに合意形成を促進して見解をまとめることが可能になった。このことは、選帝侯団の負担を著しく軽減することになった。一方、皇帝にとっても、宗派化の問題は深刻であった。信仰問題の扱いを委ねられた両宗派が、宗派内部の意見をまとめた決議を皇帝に提出したからである。皇帝は二つの決議の内容を調整しなければならず、それは容易なことではなかった。この困難な役割を果たすために、皇帝は自身の権威を利用して対立が表面化することを予防し、また帝国集会の正式な決議を引き延ばして両宗派に妥協を促した。さらに、皇帝は、調停者としての皇帝像を鮮明にするために、皇帝理念の中にあるカトリック的な要素を相対化しようと努力した。このことは、国王選挙の手続きと儀式、またはローマ教会との関係の見直しにつながることとなった。

このように、選帝侯団と皇帝は、宗派化を負担に感じながらも、それを乗り越えて合意を形成しようとしていた。彼らは、一五五五年の宗教平和が両宗派の地位を国制上承認しており、そのことによって両宗派が帝国につなぎとめられていると考えていた。したがって、彼らは、宗教平和が帝国の統合にとってきわめて重要な役割を果たしているという見解を共有していた。また、彼らは、宗教平和を遵守し現在の宗派体制を維持するためには、政治議論から信仰問題を切り離し、宗派の連帯と利害への配慮を控えると共に、信仰上の敵対者のイメージを中立化することが重要であると考えた。この見解は、皇帝と選帝侯団を超えて、多くの帝国等族の支持をも得ていた。だが、一方では宗派の利害を優先させる見解に立つ帝国等族もおり、彼らは、自身の宗派の保証とさらなる発展への欲求を帝国政治の中で正当化しようと試みた。

このような二つの異なる見解の競合は、しばしば帝国政治の中で、宗教政策上の諸問題―「聖職者留保」と『フェルディナント王の宣言』[3]の取り扱い、または信仰問題における帝国最高法院の権限―をめぐって、宗派間の深刻な対立を引き起こした。この対立には、政治システムを麻痺させ、帝国の安定と統合に深刻な危機をもたらす可能性があった。それを防ぐために、皇帝と選帝侯団は、宗教平和の遵守と政治的安定への共通の利害を確認し合い、しばしば個人的な信頼関係に基づいて事態の収拾に当たった。とりわけ、フェルディナント・マクシミリアン両皇帝とマインツ選帝侯ダニエル、ザクセン選帝侯アウグストの間の協働は、きわめて重要であったと言えよう。また、宗派を異と

するバイエルン大公アルプレヒトとザクセン選帝侯が活発に意見・情報を交換したことは、宗派を越えた信頼関係の存在を示している。

続いては、第二の点として、宗派利害を優先させるプファルツ選帝侯の政策を概観した上で、それに対する皇帝やその他の選帝侯の対応を整理していこう。

一五六六年のアウクスブルク帝国議会は、宗派化の進展にとって一つの契機となった。この帝国議会において、プファルツ選帝侯フリードリヒがアウクスブルク信仰告白と宗教平和に反してカルヴァン派に属しているという疑惑が浮上した。しかし、皇帝とカトリック等族は、帝国議会の中でこの疑惑を追求しきれなかった。結局、プファルツ選帝侯がアウクスブルク信仰告白派に属しているかどうかの判断は、プロテスタント内部の見解に委ねられることになった。それと平行して、カトリック等族は、トリエント公会議の諸決議を無条件で承認し、信仰問題を教会内部の決定に基づいて扱うことを表明した。こうして、信仰問題についての権限と責任は帝国とその諸機関から切り離され、両宗派が管轄することとなった。このことによって、帝国の一体性と統合力を犠牲にして宗派が自立する可能性が開かれた。

一五六六年以降のプファルツ選帝侯の政策は、まさにこの可能性を追求したものと言えるだろう。彼は、選帝侯の権限を宗派の利害のために利用しようと考え、選帝侯団におけるプロテスタントの代表を自認すると共に、帝国諸機関の内部でプロテスタントの影響力を広げることに腐心した。また、彼は、ユグノー戦争とネーデルラント独立戦争への対応において、プロテスタントが皇帝と帝国全体に対して自立することを目指して、執行体制の不備を口実にクライスや外国勢力から成る同盟を計画した。彼は、当時進行しつつあった帝国政治の国際化を、プロテスタントにとってのチャンスと見なしていたのである。

皇帝やその他の選帝侯は、プファルツ選帝侯の政策が帝国の安定と統合力を損ない、帝国の一体性を危険にさらすと解釈して共同でそれを阻止しようと試みた。彼らの努力によって、カトリック・プロテスタントの両宗派はそれぞれ宗教平和と帝国の統合力を認識し、また相手側の宗派がそれを遵守する意思をもっていることを確認した。そのような宗派を越えた活発な意見・情報交換と協力を通じて、外国の紛争に対して帝国が中立を保ち、現状を維持することが合意された。このような宗派を越えた協調によって、プファルツ選帝侯の計画は、もはやプロテスタント内部においても共感を得ることはできなかった。

プファルツ選帝侯の封じ込め政策を継続的に成功させるためには、法・平和保障の分野において彼に自立化の口実を与えないようにすることが重要であり、そのためには帝国全体を対象とした長期的な法・平和保障政策が必要であった。ここで、二つの方向性が浮かんできた。一つは、クライスの代わりとなる法・平和保障の組織として、宗派を越えた広範囲な同盟を皇帝の関与の下で組織することであり、もう一つは執行令とラントフリーデの改革であった。最後に、第三の点として、この二つの方向性から、どのような国制改革の動きが生じたかを整理していく。

一つ目の方向性としては、バイエルン大公に主導されたランツベルガー同盟の拡張計画を挙げることができる。もともとこの拡張計画は、

カトリック等族とネーデルラントの加盟が目的であった。だが、バイエルン大公は、執行体制の欠陥をこの同盟によって埋め合わせようと考え、皇帝やプロテスタント諸侯も含めた帝国全体を覆う広範囲な同盟を計画した。バイエルン大公がザクセン選帝侯をはじめ有力なプロテスタント諸侯にも正式に参加を要請すると、皇帝は、ネーデルラントの排除、および全選帝侯と多数のプロテスタント諸侯の参加を条件に、同盟への参加を表明した。皇帝の加盟は、ランツベルガー同盟が帝国全体の法・平和保障の担い手として正式に認可されることを意味していた。したがって、全選帝侯とプロテスタント諸侯の加盟は、同盟構想の成否を大きく左右する重要な要素であった。

それにもかかわらず、バイエルン大公は、同盟内部ではあくまでもカトリックが多数派になることを望んで、ネーデルラントとカトリック等族の加盟交渉を優先した。プロテスタント諸侯は、そのようなバイエルン大公の姿勢に不信感を抱き、参加要請を拒否することで合意した。ザクセン選帝侯は、ランツベルガー同盟への加盟に積極的な姿勢を示していたものの、プロテスタント内部での孤立を恐れて参加を見合わせることを決めた。全選帝侯とプロテスタント諸侯の加盟という条件を満たせない以上、皇帝にとって、ランツベルガー同盟は単なるカトリックの軍事同盟でしかなかった。このような軍事同盟は、プロテスタントの対抗同盟を呼び起こしかねず、帝国の一体性にとって脅威であった。皇帝は同盟から距離を置くようになり、それはバイエルン大公の同盟政策の挫折を意味していた。

同盟による法・平和保障構想の失敗を受けて、一五七〇年のシュパイヤー帝国議会において、執行令の改革という二つ目の方向性へ舵が取られることになった。この帝国議会以前にも何度か執行令の改革は試みられており、実際に一定の成果を挙げていた。だが、一五七〇年の提案は、皇帝の指揮の下にクライスの軍事的・財政的な力を集中させることによって、合理的で中央集権的な執行体制を目指すという抜本的な改革案であった。

しかし、この提案は、プファルツ選帝侯も含めた選帝侯団の強い反対によって不十分な結果に終わった。選帝侯は、国制上の権限の移行に強い反感を抱いており、それ以上に皇帝権がクライスを介して強まることで自身の特別な地位が脅かされることを恐れていた。彼らは、国制の現状維持が自身の地位を保障すると考え、さらにそれが帝国の安定と統合につながると理解していた。選帝侯の国制上の地位に関わる問題について、選帝侯団の中に宗派の枠はなかった(4)。

このように、皇帝と選帝侯団は、帝国全体の利害のためならば宗派の枠組みを越えて協働することが可能であった。また、彼らは宗教平和のもつ統合力を高く評価して、その遵守が帝国政治を安定させ、ひいては帝国の一体性に大きく寄与するものと考えていた。確かにこの協働関係は、国制改革に関しては十分な効力を示さなかった。だが、そもそもこの関係は帝国政治の安定のために築かれたものであり、国制の現状維持が帝国の統合の要であるという理解がなされている以上、それが国制改革の推進力にならなかったことは当然の帰結であったと言えるだろう。

おわりに

以上で見てきたように、一五六〇・七〇年代の帝国において、皇帝と選帝侯団は、緊密な意見・情報交換とそれに基づく協働関係によって帝国政治の安定を目指した。このような帝国の統合力が、宗派化の進展によってもおおむね損なわれることなく効果的であったことは、帝国の一体性の維持・強化にとって非常に大きな意義をもっていた。このように、一五六〇・七〇年代の帝国を統合という観点から非常に肯定的に評価していることが、本書の最大の特徴と言えるだろう。

しかし、この時代における帝国の統合が有する意義は、皇帝と選帝侯団の協働関係が宗派の枠組みを越えて機能していたことにとどまらない。むしろ、宗派化が帝国の安定を脅かす危険性をもちつつも、選帝侯団に対しては団結の必要性と帝国全体の利害の優先性を認識させ、また皇帝に対しては選帝侯団との協調をさらに重視させるようになったとは考えられないだろうか。帝国における宗派化が皇帝と選帝侯団のより緊密な意見・情報交換と合意形成のための妥協を促したとすれば、それは宗派化が帝国の統合力と一体性を強化したということになる。このような理解は、最初に紹介したシュミットの理解とも一致する。いずれにしても、宗派化は、一五六〇・七〇年代の帝国においては、必ずしも安定を揺るがし統合を妨げるものではなかったと言うことはできるであろう。

このような理解をより深めるためには、一五六〇・七〇年代の帝国政治の実態をより綿密に検討することが必要となってくる。今後は、皇帝と選帝侯団に対象を限定することなく、本書ではあまり取り上げられなかった有力諸侯も視野に入れた上で、それぞれの関係を分析していくことが重要であろう。その際、"Kommunikation"という概念を近世帝国史研究の中でどのように位置づければよいのだろうか。この概念は本書の中でも頻繁に登場するが、その意味するところは必ずしも明確ではない。皇帝と帝国等族の関係の基盤となる概念であるだけに、より詳細な研究が求められている。(3)

註

(1) 山本文彦「近世ドイツ国制史に関する一考察」(『北海道大学文学部紀要』第四八編二号、一九九九年)、七九～一一四頁。

(2) 著者は、レーゲンスブルク大学の近世史講座の講座担当教授である。本書は、彼が一九八九年にマインツ大学に提出した教授資格論文に基づいている。このほか、カール五世期の帝国議会についての一九八六年の論文において、皇帝を中心とした活発な意見・情報交換、それに基づく合意形成および行動の規制、「公共の福利」の重視など、本書における分析の観点がすでに現れている。Albrecht P. Luttenberger, Reichspolitik und Reichstag unter Karl V. Formen zentralen politischen Handelns, in: Aus der Arbeit an den Reichstagen unter Kaiser Karl V., hrsg. von Heinrich Lutz und Alfred Kohler, Göttingen 1986. なお、この論文については、我が国においても渋谷聡がその一部を紹介している。渋谷聡『近世ドイツ帝国国制史研究―等族制集会と帝国クライス』(ミネルヴァ書房、二〇〇〇年)、五一～五三頁。

(3) 「聖職者留保」は、一五五五年に成立した宗教平和の第六条に定められた原則である。この原則は、帝国等族資格を有する大司教、司教、修道院長などの高位聖職者が、支配地で宗教改革を導入するこ

とを禁止している。一方、『フェルディナント王の宣言』は、宗教平和を含めた帝国最終決定とは別に、国王フェルディナントが宗教改革派諸侯を懐柔させようと発行した文書である。そこでは、「聖職者留保」条項が原因で宗教改革派に改宗できない領邦等族のうち、長年アウクスブルク信仰告白派に属していた騎士と都市に限り、信仰選択権を与えることが約束されている。本書が扱っている時代においては、カトリック等族は前者を、プロテスタント等族は後者をそれぞれ法的根拠として引き合いに出して、宗派対立を深めた。永田諒一『ドイツ近世の社会と教会—宗教改革と信仰派対立の時代—』（ミネルヴァ書房、二〇〇〇年）、一三六〜一四二頁。

(4) これに対して、渋谷と山本は、M・ランツィナーの研究を参照しつつ、この一五七〇年の帝国議会の諸決定に関して、皇帝権の介入を認める形で帝国の執行体制を少しでもより有効なものへと改革できたこと、また帝国等族が帝国に対する共同責任をより積極的に引き受けるようになったことを挙げて、肯定的な評価をしている。渋谷前掲書、五三〜五五頁、および山本文彦『近世ドイツ国制史研究—皇帝・帝国クライス・諸侯』（北海道大学図書刊行会、一九九五年）、二〇五〜二一一頁。

(5) このことに関して、当時の“Kommunikation”を女性史の観点から分析した最新の研究として以下の論文を挙げておく。Katrin Keller, Kommunikationsraum Altes Reich. Zur Funktionalität der Korrespondenznetze von Fürstinnen im 16. Jahrhundert, in: Zeitschrift für Historische Forschung 31-2, 2004.